PROFILE

一般社団法人経営実践研究会、以下『経実会』は、法人企業に対して「在り方」を基に、学び、実践、伝播し、未来創造企業の人財を育成する研究と探求する事を目的に誕生しました。
経済的活動と社会的活動を融合させるための『コモンズ』を提供し未来創造企業を生み出し、持続可能な社会構築を目指しています。

役員メンバー紹介

○会　　長		
（一社）経営実践研究会	代表理事/会長	藤岡俊雄
○理事		
秋葉原社会保険労務士法人	代表	脊尾大雅
(株)一二三工業所	代表取締役	一二健夫
○世 話 人		
(株)コミュニティーアーティスト	代表取締役	福井英人
（一社）AlternativeChoice	代表理事	中尾　剛
あるくを考える(株)	代表取締役	野瀬裕介
(株)Cre.more	代表取締役	中嶋佐和子
(株)Beyond One	代表取締役	恩田昭美
アップルアーキテクツ(株)	代表取締役	菊池暢晃
（一社）職人起業塾	代表理事	高橋剛志
大矢伝動精機(株)	代表取締役	大矢　顕
(株)ヴィレッジ	代表取締役	村上秀樹
(株)グローバル設計	代表取締役	菅　寛人
台日商事（株）	代表	植田哲也
オープン工業（株）	代表取締役	小笠原昌志
（株）創円	代表取締役	服部太志
AMA	代表	川島三佳
(有)森建築板金工業	代表取締役	森　亮介
（株）masterpeace	代表取締役	窪田　篤
（株）One Purpose	代表取締役	明石知樹

事務局

（一社）経営実践研究会	理事	及川政孝
	理事	宮本宏治

企業会員の会費について

●入会金	10,000円
●年会費	120,000円
●各種イベント・セミナー	別途

経営実践研究会　会員特典

正会員（企業会員）特典

・各種セミナーを会員価格で受講出来る
・在り方塾・講演会に会員価格で参加出来る
・経実会の主催する定例会に会員価格で参加出来る
・国内・海外視察研修ツアー参加資格（参加の場合、別途有料）
・未来創造企業認定への学びに参加出来る

経営実践研究会　会員規約

［CHAPTER　1　規則］
第１条（目的）
本会員組織は一般社団法人経営実践研究会(以下『経実会』という)が、以下の目的を持って運営する。
1.法人会員に対するセミナー、講演会、イベントによる学問支援
2.経営者と共に社員教育を実践的に行う人財育成支援
3.会員相互間による情報交換、交流等による新規サービス創出の支援
4.良い企業を目指し、発展するための支援
5.その他、会員に対する総合支援サービスの提供

［CHAPTER 2 会員］
第２条（会員の種類）
本会員組織は２０歳以上の経営者により構成される。

第３条（会員条件）
所定の入会手続き（入会金・年会費を納めて頂き口座振替）の完了、2 年目以降は月会費または年会費を納めていること。

［CHAPTER 3 入退会］
第４条（入会方法）
本会員組織への入会は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとし、現会員の紹介が必要。
又、会費の払込、口座振替の対応完了をもって会員資格が発生するものとする。

第５条（入会審査）
経実会は入会希望者があった場合、すみやかに入会審査を行うものとする。入会希望者の中で、以下の条件に該当すると経実会が判断した場合は、経実会は入会を拒否する事が出来る。

1.公序良俗に反するビジネスを現在営んでいる、もしくは将来営もうとする者
2.マルチ商法など営業を目的に入会を希望する者
3.特定の企業、政党、宗教活動等を目的に入会を希望する者
4.経営者ではなく、かつ決裁権がない社員として企業に所属している者
　(将来事業を引き継ぐものは例外として認める場合あり)
5.その他、経実会が会員として不適切と認めた者

第６条（会費）
経実会は経済情勢の変動、あるいはサービスの拡充のために年会費を改定することができるものとする。
初年度年会費および入会金は、一括払い(振込)にて支払うものとする。
2年目の更新からは、月払い(口座振替)もしくは年一括払い(口座振替)にて支払うものとする。

第７条（更新・退会・再入会）
1.退会の申し出が無い限り自動更新するものとする。
2.2年目以降の会員が２ヶ月連続で入金確認が取れなかった場合、自動退会とする。ただし、退会までの2ヶ月分および退会月を含む3か月分の月会費を請求するものとする。納付のなかった場合は、年14.5%の遅延損害金を加えて徴収する。
3.退会する者は、退会届を事務局に提出することで退会することができる。退会届はK-PORTALから請求することができる。
4.再入会を希望する者は経実会に対して所定の再入会手続きをし、未納の月会費を速やかに納付する事で再入会出来る。

第８条（除名処分）
経実会は会員が以下の事項に該当すると認めた場合、当該会員を本会員組織から除名することが出来る。
除名処分 を受けた者は、再入会を一切認めないものとする。
1.入会後、第５条 1.2.3.4,5項に該当する者
2.経実会および他の会員の名誉を著しく傷つける行為があった場合
3.本会則、および経実会の定める規則に違反した場合
4.その他、経実会が除名する事が会全体の利益になると判断した場合

第９条（会員資格の譲渡）
会員資格を譲渡する事は出来ない。

第１０条(解約・返金)
1. 退会を希望する者は、退会希望月の前月末日までに書面にて経実会まで通知するものとする。
2. 納付した会費は、一切返金しないものとする。

［CHAPTER　4　その他］
第１１条（自己責任）
会員は自己責任において本会員組織に入会するものとする。経実会が提供するセミナー等各種サービスに付随して発生した事故・損害、および会員間トラブルについては、経実会は一切責任を負わないものとする。

第１２条（知的所有権）
経実会が提供する情報および各種資料についての知的所有権等はすべて経実会に所属するものとし、会員は経実会の許可なくこれを使用してはならない。

第１３条（会員規約の改正等）
1.会員規約の改正、および会員組織運営上必要と認められる細則の制定は、経実会が独自の判断で行えるものとし、その効力は全会員に及ぶものとする。
2.前項の場合、経実会は会員への変更通知を省略することが出来る。ただし、会員は経実会に対して最新の会員規約等を請求する事が出来るものとし、経実会はこれに応じなくてはならない。

第１４条（会員規約の発効）
本会員規約は令和6年２月1日より発効する。

一般社団法人
経営実践研究会
Management practice research group